

米国における学校安全への対応（3）

— ゼロトレランスと停学・「隔離」の抑制 —

宇田 光

（南山大学教職センター）

要旨

日本の学校安全への対応を考えるうえで、筆者は米国の学校での諸問題とその対策に着目し、順次取り上げてきた（宇田、2016、2017）。今回は、暴力など問題行動があった際の停学や「隔離」を取り上げる。児童生徒が校内で暴れて手がつけられないような時、安全上やむを得ず身体拘束や「隔離」をする場合がある。しかし、近年になって身体拘束や隔離に対しては人権上の観点から、厳しい制約が課せられるようになっている。

ゼロトレランスは、親からの支持を受けて米国の学校で広く用いられてきた。しかし、停学処分は、教育上の効果が疑問視されていることもあって、抑制への動きも見られる。よりポジティブで予防的な指導方法に切り替えていく動きが出てきている。

I ゼロトレランス

1 ゼロトレランス導入までの経緯

1960年代以降、米国の若者の間ではベトナム戦争への厭戦気分や反戦運動、既存の価値観への疑問をもち薬物におぼれるヒッピーなどの風潮が広がっていた。学校でも暴力などの問題が頻発し、その対策としては受容的なカウンセリングが試みられた。しかし、問題行動への対処ではカウンセリングは十分な成果を上げることができなかった。

Walker, Ramsey, & Gresham (2004, p159.)は、カウンセリングは学級での問題に対処する非常にポピュラーな方法であると述べる。しかしそのうえで、「生徒の安定した意味のある変化をもたらすことが目標であれば、残念ながらカウンセリングは最も効果の低い選択肢である。特に反社会的な（行動を取る）子や若者に対してはそう言える」と指摘している。ただ、ここで Walker らの言うカウンセリングは受容を重視した立場だが、一方でカウンセリングにも数多くの多様な理論や技法がある。またカウンセリングを土台として、様々な開発的指導・支援方法が生まれ続けている。生徒指導上、一つの重要な基礎としてカウンセリングを知っておく必要には変わりがない。

さて 1990年代以降になると、米国の生徒指導では大きく二つの対照的な枠組みが用いられている。一方がゼロトレランス（加藤、2000；西山、2012）、他方が Positive Behavioral Intervention and Supports / Positive Behavior Support（ストーモント、2016）である。

ゼロトレランス（zero tolerance, 以下 ZT）は、（違反行為を）許容しない、という意味である。あらかじめ段階的に決められたルールの通りに指導をし、特に重大な違反には、停学・退学を含む厳しい処置をとる。ルール（校則）を徹底するための生徒ハンドブック（宇

田、2012) や、オルタナティブスクールと組み合わせられた仕組みである。教育統計センターによれば 1996-97 年度において、米国の学校の 80 %以上が ZT を採用していた。

ZT の背景には、米国の学校が直面する安全への懸念があることが知られている (宇田、2016)。もともと、銃や麻薬の学校への持ち込みをなんとか阻止しようと導入された枠組みなのである。一般には 1994 年の「銃のない学校法」(the Gun-Free Schools Act)、そして 1997 年クリントン大統領の呼びかけ以来、ZT は公立学校での標準となっていくた。ロンバイン高校での銃乱射事件 (1999 年) なども、この動きに勢いを与えた。

しかし、罰 というネガティブな方法を取ることや、あまりにも硬直的なルール適用をするため、批判を浴びてきた。例えば、リンゴをむくために弁当に果物ナイフが入っていたとして小学生が停学処分を受けた事例など、行き過ぎだという批判の声が次々に上がった。米国法曹協会 (ABA) は 2001 年に、ZT に反対する決議を行っている。また、ZT の効果にも疑問が持たれており、「ゼロトレランスはゼロエビデンス (証拠なし) だ (Skiba, 2000)」などと揶揄されてもきた。

2 ZT に効果はあるのか

米国心理学会のタスクフォース (APA、2008) は、20 年にわたって実施されてきた ZT 政策について検討した。その「学校でのゼロトレランス政策は効果的か」という報告の中で、5 つのポイントに分けて検討し次の通り指摘した。

①「学校の暴力は危機的な水準に達しており、増加中である」という事実はない。学校内で生じる様々なトラブルの中で、ひどい暴力はごくわずかな割合で安定している。

② ZT が生徒指導の学校間での一貫性を高めたという証拠はない。学校間、学区間で停学率には大差がある。

③「学校の規則を破った子を他に移すことで、残った児童生徒にとっての環境はより学習に適したものとなる」という ZT の前提に反して、停学率の高い学校ほど満足度が逆に低いという負相関が見られる。

④「ZT では即座に罰を与えるので、生徒の問題行動に抑制効果をもたらし、生徒全体の行動や規律を向上させる」という仮説に反して、停学は概して、その停学を受けた生徒の後の非行や停学の可能性を高める。

⑤ 調査によれば多くの親が ZT を支持 (「ZT を支持する」と回答した親は、68 %) している一方、停学などで生徒の教育をうける権利が侵害されると感じて、危惧する人もいる。

以上のことから、APA 報告では、「ZT 政策を実施するには、現在の研究がもたらす証拠は不十分といえる」と結論している。また、ZT への批判の一つに、後述の人種的な偏りもある。黒人やヒスパニックを学校から追い出す手段になっているというのである。鈴木 (2016、p88) は、ZT は「市場原理の名の下に社会的弱者を排除するテクノロジーとなった」と批判している。

米国教員連盟 (AFT) 会長は、「ZT は安全と秩序を確保する目的であったがそれには失敗し、むしろ深刻な害をもたらした」と述べた。ZT を採用してきたことを、自己批判し

たのである (Weingarten, 2015)。

それでも、州や学区によって異なるものの、ZT は今日でも広く利用されているという (Ruiz, 2017, p809.)。親にも、子にも、学級内の乱暴な子や授業を妨害する子に対する不満がある。「普通に授業を受けたい大多数の児童生徒に、安全で安心な学習環境を保証すべきだ」との強い要求があることは理解できる。日本においても、もっと積極的に出席停止を適用すべきだ、という根強い主張がある。授業妨害を繰り返すような子に対する出席停止が、学校教育法では可能とされているのに、実態としてほとんど適用されていないからである。これは、ZT を強く支持してきた米国の保護者の声とも通じるものであろう。

II 停学と退学

次に、ZT と直結する形で広がった停学・退学や、その際の受け皿として機能するオルタナティブスクールについて見ていこう。まずその定義と実態である。

1 定義

米国では、停学 (suspension) と退学とは、ともに義務教育段階においても実施される。片山によると「停学とは、学区や学校の規則に重大にまたは繰り返し違反した者に対し、学校長が授業または学校への参加を数日間制限するものである。停学は学外停学 (Out-of-School Suspension :OSS) と校内停学 (In-School Suspension: ISS) とに大別され、そのうち校内停学は、学外停学に先行する懲戒として位置づけられる」(片山、2010)。ISS では登校はするものの、通常のクラスではなく別室で指導を受ける。一方、学外停学は、校内への立ち入りを禁じる処分である。OSS は場合により指導・監督なく子どもたちを放置して、単に事態を悪化させる危険性を含む方法でもある。

OSS とは「児童生徒を 10 日を超えない範囲で学校環境から出すこと」と説明している文献もある (Mendez, Knoff, & Ferron, 2002)。つまり、何週間にもわたっての停学は、OSS とは言えないことになる。

一方、退学 (expulsion) は、完全にやめさせる場合でなくても使われる。一般に退学と訳されている言葉ではあるが、「停学が 10 日を超える場合、それは expulsion と呼ばれる」、と理解しておいた方が良いでしょう。

2 実態

既述の通り ZT が学校に導入された主要な目的は、学校から銃などの危険物を排除することであった。「銃のない学校法」で連邦は各州に、学校に銃器を持ち込んだ生徒を 1 年間の停学とすることを求めた。しかし、ささいなルール違反が原因となって多数の児童生徒が停学となっている実態がある。学外停学となった理由の 95 %が、暴力的ではない遅刻や不敬などだという (Llorente, 2014)。

ワシントン D.C.の公立学校では、2012-13 年度に暴力や武器の持ち込み、ドラッグ関連を理由に、7,441 件の停学・退学処分が行われた (Office of the State Superintendent of Education, 2014)。このうち、ISS が 1,134 件(15.2%)、OSS が 6,231 件(83.7%)、退学が 76

件(1.0%)であった。比率として、ISSよりもOSSがはるかに多い現実が見られる。

2011-12年度、公立学校で学外停学の処分を受けた児童生徒は、350万人に及んだ(Losen, D.ほか2015)。まさに停学という手段が、日常的になってしまっていたのである。

また、停学処分を受けるのは特に男子が多く、また黒人・ヒスパニックに多いのが特徴である。教育省の2014年のデータでは、黒人・ヒスパニックの停学・退学率は白人の3倍となっている。「学校から刑務所へのパイプライン」、つまり生徒をどんどん路上に追いやり犯罪者にしてしまう、という批判もなされている。

しかも停学は繰り返される。教育省の調べでは、2011-12年度に同じ児童生徒が2度以上停学になっているケースが45%以上にもなる。停学処分を受けても問題行動は改善せず、何度も懲りずに停学処分を受けているということである。

停学の多さについては、もう一つ裏の事情もある。ブッシュ政権下のNCLB法(「落ちこぼれゼロ法」、2002年)では、標準学力テストによる実績を高める責任が、各州や学区に強く求められることになった。またこれを受けたオバマ政権下での「RTTT」(頂点への競争)政策では、学力の向上に向けて競争的資金を分配した。そのためもあって、標準学力テストの平均値を上げるために、学力の低い子に受験させない細工をする学校があると懸念されている。

この学力「偽装」問題は、チャータースクールの是非を巡る論争でしばしば指摘されている。例えば、ボストンやシカゴ、ワシントンなどの都市にあるチャータースクールでは、通常の公立学校よりも停学・退学率がはるかに高い(Kahlenberg & Potter, 2014)。また、ニューヨーク市には、児童生徒の学力を飛躍的に高めたとして有名となったチャータースクールがある。このハーレムヴィレッジ・アカデミー(Harlem Village Academies)では、入学後の1年間で30%も児童数が減少することがある(NYC Public School Parents, 2010)。停学・退学は概して学力が低い子が対象で、多くなると学校としては平均学力レベルが良くなる理屈である。言い換えると、教育の成果とは無関係な一種の偽装なのである。いわゆる新自由主義的な教育政策のもたらしたゆがみであると言えるだろう。

3 停学の抑制へ

停学や退学という処分が行動の改善に効果的だとする根拠は薄い。Skiba(2000)は、停学や退学で、生徒の行動が改善されたり、学校の安全性が高まるという証拠はほとんどないと言う。先述のAPA報告でも、停学率と学校雰囲気とは負相関であることを示している。

NCLB法以来、実証レベルで効果のある教育政策を用いることが原則となっている。そこで、停学の効果に実証的な証拠が明らかでない現状では、その適用にはより慎重さが求められる。実際、公民権局の発表によると、公立学校における停学・退学の件数は2012年から2014年にかけて20%減少していると言う。

2014年1月、教育省は司法省との合同で、生徒指導における人種間格差を無くすよう学校現場に要望する書簡を公表した。この中で両省は、停学や退学が多いために児童生徒

の教育機会が損なわれている現状に警鐘を鳴らした。そして、こうした規律指導のあり方が、「学校から刑務所へのパイプライン」を助長していることも憂慮し、改善を求めた。

その後、各州において行き過ぎた ZT を再考する動きが見られる。2015 年 5 月時点で既に、コロンビア特別区および 22 州において、排除的な規律維持の方策 (exclusionary discipline practices) を制限して支援的な方法を取るよう学校に求める法律改正が完了している。そして、2015-16 年度において、全国で最大の学校区 100 のうち 23 学区では、罰に頼らない規律維持方策を実施したり、停学の適用を抑制している (Steinberg & Lacoce, 2017)。

また、カリフォルニア州では 2014 年に州法が成立して、小学校 3 年生以下の児童を「意図的な反抗」を理由に停学・退学させることは違法となった。「鉛筆を忘れた！」と叫んだだけで停学、などという運用はできなくなる (Loveless, 2017) という。さらにニューヨーク市教育局も、停学を抑制する方針を打ち出している (Berwick, 2015 ; 舟木, 2017)。2008-09 年度に 1 度でも停学になったニューヨーク市の 9 年生 (日本の中学校 3 年生相当) は 7.6 % だったが、2014-15 年度には 5.6 % にまで減少した (The Research Alliance for New York City Schools, 2018)。

このように、ZT の方針に捕らわれて停学の乱発状態であった学校も、ようやく路線を修正する気運が見られる。ただその一方で学校現場では、停学を抑制した場合に生じうる副作用に危惧の声も出ているという。学内停学が増えるだけではないか。教員の使える手段が取り上げられるだけで、代替の措置が準備されていない。教員には余分な書類作成などに労力がかかるのではないか、などである (Capers, 2018)。

4 オルタナティブスクールの機能

オルタナティブスクール (AS) は「もう一つの学校」という意味で、ZT や停学と一体のしくみである。元々、AS とは多様な児童生徒のニーズに応えるための学校である。2011 年度のデータになるが、全国に 6144 校あって、62 万 7 千人あまりの児童生徒が在籍している (岸本, 2016)。その多くが、少人数制の学級で運営されている。

例えば、不登校に陥った児童生徒や、妊娠した女子生徒・子持ちの生徒に対して、通常の学校では対応できないため、専門の AS がサービスを提供する。一方で、児童生徒が繰り返し暴力をふるったり授業妨害をおこなうなどして、他の指導方法で対処できない場合にも、矯正を目的とする AS に送られて指導を受ける。学外停学中に AS において指導を受けることも、一般的である。

全州教育協議会 (Education Commission of the States, 2018) は、「停学あるいは退学になった児童生徒に対して、オルタナティブな教育機会が与えられますか」という問いに対する 50 州の回答を一覧表にしている。この結果 37 州が Yes と回答しており、オルタナティブなプログラムを提供するとしている。これら以外の 13 州も、提供する場合がある、と回答している。具体的には、次のような事例が見られる。

例 1・・・コネティカット州 「16 歳以下の停学あるいは退学になった児童生徒は、オルタナティブな教育機会を与えられねばならない。停学になった児童生徒は、学校の課

題を達成する機会を与えられねばならない。」

例2・・・ ミシシッピ州 「停学あるいは退学になった児童生徒は、オルタナティブスクールを指定される。ただし、停学退学の理由が銃の所持であった場合を除く。」

教育統計センター（2010）によると、AS に児童生徒が送られる理由は多いものから、けんか（61 %）、アルコールや薬物・タバコの所持や配布・使用（57 %）、妨害的な言葉遣い（57 %）、学業上の失敗が続く（57 %）。このほか、銃器以外の武器の所持（51 %）、妊娠・子持ち（31 %）などがある。

また、学区の抱える児童生徒数別にも、分析がなされている。児童生徒数1万人を超える学区に限ると、1位はけんか（71 %）、2位は銃器以外の武器の所持（70 %）となっている。

なお、日本でも ZT の方針を採用していると称する学校もある^(注1)。しかし、日本では制度上 AS が存在しないため、停学中の指導ができない。これら学校では、米国式の ZT そのものではなく、徹底した「ぶれない指導」や段階的規律指導を行っている。

Ⅲ 身体拘束と「隔離」 ー現状と指針

ZT では端的に言えば排除あるいは「隔離」によって、学校の規律を保とうとする。実際、「排除的な生徒指導」(exclusional approaches to discipline) などと表現されることがある。それは一見有効に思えるものの、実証レベルではその効果が疑問視されている。また近年、こうした方法による人権侵害が問題とされ、減らしていこうという気運が出てきた。暴れている子を押さえつける対処法などとも合わせて、「身体拘束と隔離」と呼ばれる問題である。

日本でも身体拘束と隔離が問題になるのは、多くは精神病院や介護施設での認知症患者への対応などである。つまり、患者が誤って車椅子から転落したり、点滴を引き抜いてしまったりすることを防止するために取られる措置である。本稿で扱うのは病院などの施設ではなく学校の話ではあるが、便宜上そのまま隔離という言葉を用いる。

1 定義と現状

身体拘束(restraint)は、子どもの身体(の一部)を物理的に動けなくすることである。手錠などの器具を用いた身体拘束、化学的な(薬品等による)身体拘束、身体を用いた身体拘束がある。一方の隔離(seclusion)は、子どもをある部屋や場所に閉じ込めることである。

公民権局によると、2013-14年度、身体拘束・隔離をされた児童生徒は10万人に及ぶ。そして、身体拘束や隔離は、障害のない子に比べ障害のある子に対してより高い比率で適用されている実態があるという。

2 身体拘束の訓練プログラム

教職員は、児童生徒に対して危害を加えてしまわないように細心の注意を払うべきであ

る。やむを得ず児童生徒の身体拘束をする場合でも、せめて訓練を受けたスタッフが行うべきだ。これは当然のあがってくる声であろう。しかし、その訓練は私企業に頼っている現状だという。以下は、新聞記事の概要である。

「身体拘束訓練に疑問の声」(NY タイムズ、2011年7月7日^{注2)})

近年、身体拘束が問題となっている。その訓練は、私企業に頼っている現状である。サンフランシスコ統合学校区が、Handle With Care Behavior Management System と契約している。この会社では、社長で格闘技家のチャップマンが1984年に身体拘束の訓練プログラムを開発した。

1998年ペンシルベニア州、Kids Peace National Center for Kids in Crisisにおいて、このHWCの訓練を受けていたカウンセラーたちによる身体拘束によって、児童の死亡事故が発生した。120万ドルの賠償命令を受け、当センターはプログラムを中止している。(HWCは当初は被告となっていたが、後に訴訟から外されている。)

一方、1975年に心理学者のP.スミスが開発したPro-ACTというプログラムを使っている学区もある。

3 指針の制定

近年では学校での身体拘束や隔離をめぐる、指針をつくる動きがある。

2009年の連邦監査院報告書が、学校での身体拘束や隔離を制限する連邦法がないことを指摘した。その後、連邦教育省が規律や学校安全指導については、別の枠組みを用いるよう推奨するようになり、各州での法制化が進んでいる。そうした中、2014年にはADHDを持つ幼い子どもが学校で騒ぎ、SRO(学校警官)に後ろ手に手錠を掛けられている映像が公開された。そうした事件が相次いで、行き過ぎた対応だとして批判をあげている。

まず連邦レベルでは、教育省が身体拘束と隔離の15原則を示している(表1)。

特に注目すべきは、原則3と原則6である。これらの原則によれば身体拘束と隔離は、あくまでも安全確保のために例外的に認められる措置である。罰や規律指導として安易に用いてはならないという事だ。

なお、子どもに手錠をかけた警官の行動は、どう見たら良いか。原則の2では、「器具を用いた身体拘束」は禁じられている。一方、「切迫した危険のある状況であり、身体拘束もやむを得なかった」との主張はできそうである。

次に、州ごとに対応を見ていくと2017年の時点で、19州で関連法案が施行され、7州で法案が成立している^(注3)。

例1 コロラド州 2017年に法案成立。公立学校の児童生徒への身体拘束と隔離を、ある例外を除いては禁止とした。身体拘束が用いられた場合には報告義務がある。

例2 インディアナ州 同。州内の全学校区、私立学校、チャータースクールに対して、SROによって身体拘束や隔離があった場合にはすべて州教育局に報告するよう求めた。

例3 メリーランド州 ポジティブ行動介入の研修状況を毎年報告するよう義務づけている。

表1 身体拘束と隔離の15原則

-
- (1) 身体拘束や隔離を用いなくて済むように全力を尽くすべきである。
 - (2) 学校は器具を用いて子どもの動きの自由を身体拘束してはならない。また、薬物を用いて動きの自由を制限してはならない。(ただし、免許を持った医師やその他の健康の専門家が許可をした場合を除く)
 - (3) 物理的な身体拘束や隔離は、用いてはならない。ただし、その子どもの行動が切迫した危険や深刻な物理的な危害を自分自身や他の人たちに及ぼしており、他の効果的な介入方法がない場合は除く。切迫した危険性がなくなった時点で、身体拘束や隔離は終えなければならない。
 - (4) 身体拘束や隔離の使用制限政策は、障害のある子だけではなくすべての子どもに適用されなければならない。
 - (5) 行動介入は何であれ、子どもの尊厳をもって扱われ虐待を受けない権利と合致すべきである。
 - (6) 身体拘束や隔離は、罰や規律指導として用いてはならない。
 - (7) 身体拘束や隔離は、決して子どもの呼吸を妨げたり危害を加えるような形で用いてはならない。
 - (8) 身体拘束や隔離が特定の個人に繰り返しなされる時は、危険な行動への対処方を再検討しなければならない。
 - (9) 身体拘束や隔離をもたらした危険な行動への対処方策では、その危険な行動の元となる原因や目的に対処すべきである。
 - (10) 教職員は、身体拘束や隔離に代わるポジティブ行動支援のような適切で効果的な方法を定期的に訓練するべきである。
 - (11) 身体拘束や隔離がなされる場合には、注意深く、継続して、視覚的に監視して、子どもや他の子どもや教職員に適切かつ安全にすること。
 - (12) 身体拘束や隔離の方針は、連邦や州、地方の法律とともに、学校や教育の場で親に伝達されるべきこと。
 - (13) 子どもに身体拘束や隔離がなされた場合には、直ちに親に連絡すること。
 - (14) 身体拘束や隔離に関する方針は、定期的かつ適切に更新すること。
 - (15) 身体拘束や隔離は、それがなされる度に記録することや、教職員や他スタッフが原則や指針を理解し実行できるように、身体拘束や隔離に関する政策を制定すべきこと。
-

IV 隔離とタイムアウト

さて、このような動きの中、ZT で用いられる様々な隔離方策は、今後どう位置づけられていくのか。まず、停学の持つ問題点については、既に検討してきた。停学処分を下す

ことで、教職員は一時安心するかもしれないが、停学になった子の行動も、学校雰囲気も改善は期待できない。

AS 送りも、特定の子どもだけを元の学校とは別の場所に行かせる、つまり隔離に近いと言えるだろう。ただ、狭い所に閉じ込められるのではなく、そこには通常の教室と同様の空間があって、基本的に大人が監督している。周囲には他の児童生徒がいる。そのためか、AS への一時的な隔離は、人権上の問題にはなりにくいようである。

ここでは以下、タイムアウトについて見ていこう。タイムアウトは、狭い場所に子どもを押し込める方法なので、正に隔離だとして人権上の問題になりやすい。

1 タイムアウトの意義と種類

タイムアウトとは、問題行動を重ねる児童生徒を一定時間、強化を受けられない状態におく方法である。教室の後ろにその子をして一人で授業を受けさせたり、別室に出してしまう。結果的にはこの方法は罰としての機能を持つ。つまり、問題行動の減少に効果が期待でき、ZT でも用いられる方法である。なお、停学と違ってタイムアウトは通常、数十分の限られた時間に限定され、「頭を冷やす」程度である。

タイムアウトでは、子どもがどのような形であれ強化を受ける機会を封じることが狙う。では、強化とは何か。この点は誤解が多いので、少々説明しておこう。よく強化の例としてあげられるのは、意図的に子どもにお金やお菓子をあげたり、誉めることなどである。しかし中には、教師が意図しないでしてしまう強化もある。例えば、授業中に生徒が騒いだ時、教師が叱るというあたり前に見える対応をすると、「授業中に騒ぐ」行動を強化しかねない。注目されて嬉しい、またやる、となるわけだ。ある働きかけが強化となるか否かは、働きかける側の意図ではなく、行動の結果次第で決まる。その後、その子の問題行動が続いたり、増えたりしたら、叱ることは強化なのである。

それに対して、タイムアウトでは、人との接触自体を一時的にせよ絶ってしまう。そこで、うっかり望ましくない行動を強化してしまう事態が避けられるのだ。

タイムアウト＝別室への隔離とは限らない。教室の後ろで一人授業を受けさせるなどもタイムアウトで、これは *inclusionary time out* (教室内タイムアウト) と呼ばれて区別される^(註4)。子どもは例えば、教室の隅に置かれた指定の椅子の所まで静かに歩いて行き、そこでしばらくじっとしていることになる。

明らかに問題となりやすいのは、別室に閉じ込めてしまう方法、つまり隔離タイムアウトである。

教室内タイムアウトも隔離だと批判できそうだが、そのためか隔離とタイムアウトとを明確に区別する指針も見られる。たとえばニュージャージー州の教育局が 2018 年に障害児に対する身体拘束と隔離に関する指針を出している。その中で、「隔離にはタイムアウトを含まない」と定義している。コネティカット州では、隔離には「教室外タイムアウト (an exclusionary time out)」を含まない、となっている^(註5)。

2 隔離タイムアウトの手順

現在では、隔離タイムアウトの適用に対してより慎重さが求められている。以下には、ある学区の定めている隔離タイムアウトの指針の例を挙げるが、ひどく煩雑な手続きである^(註6)。

隔離タイムアウトの手順 (Gibson County)

- ・ 行動介入計画、IEP (個別教育計画) に含まれていること
- ・ 他の抑制的な方法が用いられてもうまくいかなかった場合にのみ用いること
- ・ その行動をやめないとタイムアウトだよ、と生徒に警告を与えること
- ・ タイムアウトの間は教員あるいはスタッフが生徒を見守ること
- ・ 隔離タイムアウトを行ったことを、保護者にすみやかに伝えること
- ・ タイムアウトを用いたことを文書に残すこと

これらの例では、学校での隔離タイムアウトの適用には、非常に強い制約が課されるようになっていくことがわかる。教員は日常的な手法として教室外へのタイムアウトを使うことは難しい。教室内タイムアウトにとどめておくか、あるいは他の手法を探ることになるだろう。

V ポジティブな支援へ

以上見てきた通り、問題行動のある児童生徒を隔離する方法に対しては、米国の学校では慎重になってきている。安易に隔離方策を取ったり、停学・退学にしない。他にどうしようもない場合に、最後の手段として安全上の配慮をして取ろう、という気運が出てきている。

問題行動が生じた後に罰する、という方法自体にも再考の余地があろう。罰に頼らない指導方法は過去にも提唱、実践されてきた。近年、採用されることが多くなってきたのが、予防的でポジティブな行動支援 (PBS/PBIS) である。PBIS は「期待行動」を指導することで、問題行動の発生そのものを予防することに力点を置くアプローチ (ストーモント、2016) である。

教育省の示した原則 (表1) の10では、PBISのようなポジティブな支援方法を推奨している。PBISはZTとは対照的ではあるが、両者は共存している。PBISを用いるのでZTはやめる、とはならない。予防的でポジティブな指導をしていくが、最後にはZT的な方策も辞さない姿勢である。

ただ、PBISも報酬に頼るという点では、罰を用いるZTと同様の限界があるとの指摘がある (Komagata, 2016)。要するに報酬とは罰の裏返しであり、決して好ましくない、という主張である。かつてKohn (1993) が指摘したように、一部の子を誉めることで、それ以外の子に罰を与える結果となるおそれもある。叱るのは駄目で、誉めるのは良い、という単純な話でもないのである。

ポジティブな支援には、他にも次のような試みがあることが知られている。

① 修復的アプローチ (Restorative Approach)

子どもが何か悪いことをした時、生まれた損害を自ら責任をもって回復させる、という考え方。例えば落書きをした子には、落書きを消させる、あるいは窓ガラスを割った子には、そのガラスを新たに入れるのにかかる費用分だけ、奉仕作業をさせる、などである。

子どもたちの間でのめごとは、ピアメディエーションやグループ会議など話し合いをして解決する。

② Responsive Classroom

定訳はまだないようだが、直訳では「応答的な教室」ということになる。小学校の教員が考案した方法で、1960年代からなされている。

SEL（社会情緒的学習）と深い関係があり、情動的に落ち着いた状態で子どもたちは初めて学習に打ち込むことができると考える。そこで、「朝の会」を導入して、子どもたちの交流を図っていく。日本的な学級づくりの発想に近いものである。

自ら考えさせる、モデルを観察することで学ぶ、ということも強調されている。学習理論の立場から見ると、行動主義をベースとする PBIS に対して、認知構成主義的な学習や観察学習がベースになっているとも言える。

おわりに

ZT は米国の学校をなんとか銃の無い安全な場所にしようとした、苦肉の策であった。校則でしるこの政策は現在でも、多くの学校で基本的に維持されている。しかし、やはり罰に頼るネガティブな方法であり、人権保護の観点から批判も多い。

停学は、問題行動に対する非常に一般的な方策として、米国の学校で広く用いられてきた。しかし、元々は銃を学校へ持ち込んだら例外なしに停学という ZT の考え方が、いつの間にか何か問題があったら停学、となってしまった。むやみと適用範囲が広がっていったのである。年間何百万人もの児童生徒が停学になるという状況は、やはり普通ではない。しかも停学という方法そのものの効果も、疑問視されている。むしろ、教育機会を奪ってしまうマイナス面が指摘され、抑制する動きが生じてきたと言える。

そこで、PBIS など予防を重視するポジティブな規律維持方策に注目が集まっている。

本稿では、ゼロトレランスで用いられる停学や隔離タイムアウトなどの「隔離」に注目した。子どもを物理的に身体拘束したり、他の部屋に隔離することは、よほどのことがない限り避けるべきだ。（ただし一般的には、「子どもの行動が、その子自身や他の子どもたちを危険にさらしている場合を除く」）これが、現在の米国での標準的な方向性となっている。

注1 岡山学芸館高等学校が 2003 年に、ゼロトレランスを導入した。また、新潟県長岡市の正徳館高等学校は、「ゼロトレランス教育」を学校方針に掲げている。

注2 GOLLAN, J. JULY 7, 2011. Questions Are Raised on Restraint Training.

なお HWC の方法は、相手の上腕部を背後から抑えこむ方法である。

<https://www.nytimes.com/2011/07/08/us/08bcrestraint.html>

注3 <https://www.ecs.org/>

注4 Calming Down in Time-Out (Interactive Modeling)

<https://www.youtube.com/watch?v=3DQ4NBYX-EE>

注5 <https://www.nj.gov/education/specialed/memos/071018Restraint.pdf>

なお辞書では、seclude は keep away from other people となっている。一方、exclude は、deny access to a place, group, or privilege (オックスフォード新英英辞典) と説明されている。後者のほうが拒絶の意味が強い語感のようである。

注6 The Gibson County Special Services for teacher initiated seclusion timeout for special education students なおここでは、teacher initiated seclusion timeout for special education students (特殊教育の児童生徒たちへ教員が始める隔離タイムアウト) と表現されている。 <https://www.sgibson.k12.in.us/SGSC/>

文献

Adams, A.T. 1992 Public High Schools: The Uses of Rehabilitative and Punitive Forms of Discipline: A Final Report. Office of Educational Research and Improvement (ED), Washington, DC.

American Psychological Association Zero Tolerance Task Force 2008 Are Zero Tolerance Policies Effective in Schools? : An Evidentiary Review and Recommendations. American Psychologist, 63, 9, 852-862.

Berwick,C. 2015 Zeroing out Zero Tolerance. The Atlantic. May 17th.

<https://www.theatlantic.com/education/archive/2015/03>

Capers, K.J. 2018 Some officials want to ban school suspensions – here's how that could backfire. The Associated Press. March 20, 2018.

Education Commission of the States 2018. 50 States Comparison: School Discipline.

<http://ecs.force.com/mbdata/MBQuest2RTanw?rep=SD1805>

舟木正文 2017 ニューヨーク市生徒懲戒方針の改革 : ゼロ・トレランスから支援的・予防的生徒懲戒へ 大東文化大学紀要. 社会科学 (55), 1-16.

Kahlenberg, R.D. & Potter, H. 2014. Don't Misunderstand How Charter Schools Succeed. The New York Times, 2014.12.10.

加藤十八 2000 アメリカの事例から学ぶ学校再生の決めてー ゼロトレランスが学校を建て直した 学事出版

片山紀子 2010 「生徒懲戒」 現代アメリカ教育ハンドブック 東信堂 138-139.

岸本睦久 2016 「アメリカ合衆国」 諸外国の初等中等教育 (文科省) 明石書店 Pp.36-90.

Kohn, A. 1993 Punished by Rewards. New York: Houghton Mifflin Co.

Komagata, N. 2013 On Positive Behavior Support: A Critical View.

(<http://komagata.net/nobo/pub/Komagata13-PBS.html>)

Llorente, B.M. 2014. Help Us Dismantle the School-to-Prison Pipeline. American Bar Association. <https://apps.americanbar.org/>

Losen,D.,Hodson,C., Keith II,M.A., Morrison,K and Belway,S. 2015. Are We Closing the School Discipline Gap? Civil Rights Project (University of California, Los Angeles). Center for Civil Rights Remedies. <https://www.civilrightsproject.ucla.edu/>

Mendez,L.M.R, Knoff, H.M, and Ferron,J.M. 2002 School demographic variables and out-of-school suspension rates: A quantitative and qualitative analysis of a large, ethnically diverse school district. Psychology in the Schools, Vol. 39(3).

西山久子 2012 「ゼロ・トレランスの日本への導入をめぐって」 市川千秋 (監修) 八並光俊・宇田光・西口利文 (編) 学校心理学入門シリーズ 4 ー 臨床生徒指導 応用編 ナカニシヤ出版 129-139

NYC Public School Parents 2010 Is Harlem Village Academy Really the Model for Urban Public School Reform? Times Columnist Bob Herbert Seems to Think So. <https://nycpublicschoolparents.blogspot.com/>

Office of the State Superintendent of Education 2014. Reducing Out-of-School Suspensions and Expulsions in District of Columbia Public and Public Charter Schools.

<https://osse.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/osse/>

Ruiz,R.R. 2017 School-to-Prison Pipeline: An Evaluation of Zero Tolerance Policies and Their Alternatives. Houston Law Review, 54, 3,803-837. <https://houstonlawreview.org/>

Skiba,R.J. 2000 Zero Tolerance, Zero Evidence : An Analysis of School Disciplinary Practice. <https://curry.virginia.edu>

Steinberg,M.P. and Lacoce,J. 2017 What Do We Know About School Discipline Reform? Assessing the alternatives to suspensions and expulsions. Education Next, WINTER 2017 / 17, 1. 44-52. <https://www.educationnext.org/>

ストーモント、M ほか著 市川 千秋・宇田 光 (監訳) 2016 いじめ、学級崩壊を激減させるポジティブ生徒指導 (PBS) ガイドブック ー期待行動を引き出すユニバーサルな支援 明石書店

鈴木大裕 2016 崩壊するアメリカの公教育 岩波書店

The Research Alliance for New York City Schools, 2018. Suspensions are down. What does this mean for school safety? https://steinhardt.nyu.edu/site/research_alliance

宇田 光 2012 「アメリカの生徒ハンドブックー生徒行動規定 (Student Code of Conduct)」 有門秀記編 生徒指導士入門テキスト ー生徒指導を深める教育実践の心理学事出版 14-17

宇田 光 2016 米国における学校安全への対応 (1) ー銃対策を中心にー 南山大

学教職センター紀要 1号 15-29.

宇田 光 2017 米国における学校安全への対応 (2) —ホームスクールと交通安全を中心に— 南山大学教職センター紀要 2号 20-33.

Walker, H.M., Ramsey, E., & Gresham, F.M. 2004 Antisocial Behavior in School: Strategies and Best Practices 2nd Ed. Belmont, CA: Wasworth /Thompson Learning.

Weingarten, R. 2015 Moving past Punishment toward Support. American Educator, Winter 2015-2016. p1.